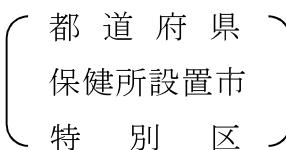


事務連絡

平成 27 年 12 月 18 日

各  衛生主管部（局） 御中
都道府県
保健所設置市
特別区

厚生労働省医政局総務課

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策について

子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策については、昨年、「消費者安全法第 31 条第 3 項に基づく経過報告書「子どもによる医薬品誤飲事故」」（平成 26 年 12 月 19 日付け消費者安全調査委員会報告書）が公表されたことを受け、「子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策の徹底について（医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼）」（平成 26 年 12 月 24 日付け 医政総発 1224 第 3 号、薬食総発 1224 第 1 号、薬食安発 1224 第 2 号厚生労働省医政局総務課長、医薬食品局総務課長、医薬食品局安全対策課長連名通知。以下「注意喚起通知」という。）により、保護者等への十分な注意喚起や情報提供の実施について、周知方お願いしているところです。

今般、消費者安全調査委員会において、「消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書「子供による医薬品誤飲事故」」（平成 27 年 12 月 18 日付け）が取りまとめられ、同委員会委員長から厚生労働大臣に

対し意見書（別添1参照）が提出されました。

意見書においては、子どもによる医薬品誤飲事故の防止のためには、
1) 包装容器による対策についての取組、2) リスクが高い医薬品（向精神薬等）を中心に、子どもの誤飲について保護者に伝わるよう地方公共団体及び関係団体を通じた医療関係者に対する継続的な注意喚起の実施、3) 家庭での適切な管理を促し、事故発生時の相談機関に関する情報提供の徹底等の取組を広く継続的に行う旨を地方公共団体及び関係団体へ要請することが必要であると述べられております。

意見書の2) 及び3) については、昨年の注意喚起通知にて既に取組をお願いしているところですが、注意喚起等は継続性が重要であり、引き続きのご配慮願います。

なお、1) の包装容器面を含めた当該誤飲事故の防止対策については、現在、厚生労働科学研究費補助金「子供の医薬品誤飲防止のための包装容器評価に関する研究」において検討が行われており、今後その成果を踏まえ、改めて考え方を示す予定です。

また、別添2のとおり、日本製薬団体連合会、日本OTC医薬品協会及び日本包装技術協会宛てに事務連絡を送付していますので申し添えます。

(参考)

消費者安全調査委員会 平成27年12月18日公表資料

消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書「子供による医薬品誤飲事故」

掲載先 URL : <http://www.caa.go.jp/csic/action/index5.html>